

## 福山市役所本庁舎敷地内キッチンカー募集要項

### 1 目的

J R 福山駅の間近にあり、福山市の中心地に位置している本庁舎を、まちのにぎわいを創出し、市民が親しみを持てる憩いの場とするとともに、市内に事業所を有する飲食店の販売機会を増加する。

### 2 概要

#### (1) 場所

福山市東桜町3番5号 福山市本庁舎敷地内（6 出店場所に示す2区画）

#### (2) 面積

1区画 15 m<sup>2</sup>（奥行3 m×幅5 m）

#### (3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、福山市保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車とする。

※本庁舎の電気設備や水道設備等の利用は認めない。

#### (4) 営業可能時間

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後6時00分までの間（搬入・搬出時間を含む。）

※ただし、午前11時00分から午後2時00分までは必ず営業すること。

※公用又は公共用に供するために出店不可とする場合がある。

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(3) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(4) 申請日から出店日までの間、福山市の指名除外又は指名保留期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(6) 福山市内に本店、支店、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

(7) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(8) 次に該当する者であること。

ア 福山市保健所の定める営業許可証がある者

イ 食品衛生責任者等資格を有する者

ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者

#### 4 応募の手続

(1) 申請書類

- ・行政財産使用許可申請書
- ・キッチンカー出店計画書
- ・誓約書
- ・使用財産返還書

(2) 受付期間

年6回、使用期間2か月分をまとめて受付する。

受付期間	出店期間
3月1日～10日	4月1日～5月末日
5月1日～10日	6月1日～7月末日
7月1日～10日	8月1日～9月末日
9月1日～10日	10月1日～11月末日
11月1日～10日	12月1日～1月末日
1月4～10日	2月1日～3月末日

(3) 提出方法及び提出先

総務部総務課へ持参または郵送

※郵送の場合、総務部総務課へ書類が到着した日を申請受付日とする。

(4) 許可

- ・原則、申請書を受け付けた順番で許可する。

ただし、出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。

- ・東桜町緑地と本庁舎敷地については、同日に重複して申込みしないこと。
- ・調整の結果は、受付月の15日頃にメールで通知する。

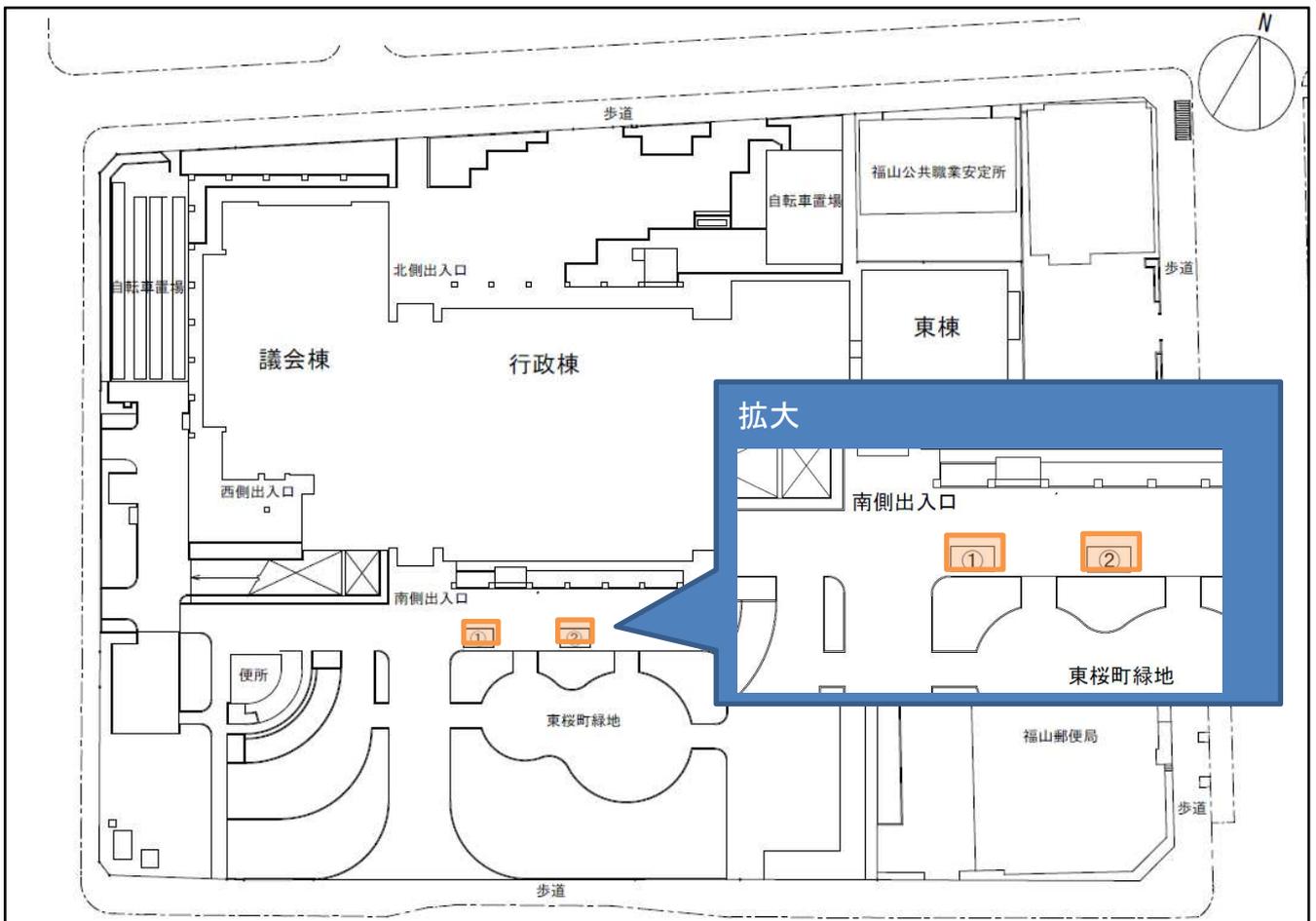
(5) 使用料

- ・1区画1日当たり 297円（税込）
- ・出店日の通知後、受付月末日までに、使用料を支払うこと。納入後に許可証を交付する。
- ・納付書の郵送を希望する場合は、申請時に84円切手を貼付した長形3号封筒を提出すること。

## 5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には福山市保健所より交付された許可済証（ステッカー）を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き，宣伝は行わないこと。
- (7) 音響設備や拡声器等，騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。出店者の判断で中止した場合の使用料は還付しない。
- (9) 荒天で事故の恐れがある場合等は許可を取り消し，出店を中止させる場合がある。

## 6 出店場所



## 7 改定履歴

- (1) 2023年（令和5年）4月1日改定
- (2) 2024年（令和6年）3月1日改定